

周南市子どものための教育・保育給付に係る保育料に関する条例制定に
ついて

周南市子どものための教育・保育給付に係る保育料に関する条例を次のように定める。

令和元年12月3日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市子どものための教育・保育給付に係る保育料に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づき、子どものための教育・保育給付に係る特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用に関し、利用者が負担する費用について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(保育料)

第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額（以下「保育料」という。）は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。

(保育料の徴収)

第4条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設において特定教育・保育を受けた教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者から、保育料を徴収する。

(保育料の減免)

第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(私立保育所に係る利用者負担額の経過措置)

2 法附則第6条第4項に規定する家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額は、規則で定める。

3 第4条及び第5条の規定は、前項に定める額について準用する。

(私立幼稚園に係る利用者負担額の経過措置)

4 法附則第9条第1項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)及びロ(1)に規定する教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。

(周南市立幼稚園の保育料に関する条例及び周南市保育の利用に関する条例の廃止)

5 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 周南市立幼稚園の保育料に関する条例(平成15年周南市条例第90号)

(2) 周南市保育の利用に関する条例(平成15年周南市条例第126号)

(経過措置)

6 廃止前の周南市立幼稚園の保育料に関する条例及び周南市保育の利用に関する条例の規定により徴収する保育料については、なお従前の例による。